別紙１

様式第３（第２条関係）

令和５年１０月３１日

鹿児島市長　殿

設置者

変更前　住所　鹿児島県鹿児島市春山町388

氏名　社会福祉法人養母福祉会

理事長　石本　正幸　印

変更後　住所　鹿児島県肝属郡錦江町田代川原280番地1

氏名　学校法人見真学園

理事長　林　正美　印

（主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、申請します。

記

１　変更の理由　　法人の集約化（将来の少子化に向け、設置法人の集約を図ることでよりスリムで効率的な法人運営を実現するため）および職員の確保（職員等担い手不足に備え、複数園の連携を強固にし、現在の深刻な保育士等不足に対応するため）

２　変更の時期　　令和６年４月１日

３　変更事項

（変更前）

<table>
<tr><td colspan="2">施設の名称</td><td colspan="4">みのりこども園</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="4">鹿児島市春山町３８８</td></tr>
<tr><td rowspan="4">定員</td><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">満３歳未満の者</td><td rowspan="2">満３歳以上の者</td><td rowspan="2">計</td></tr>
<tr><td>０歳児</td><td>１・２歳児</td></tr>
<tr><td>保育を必要とする子ども</td><td>８人</td><td>１６人</td><td>２６人</td><td>５０人</td></tr>
<tr><td>保育を必要としない子ども</td><td></td><td></td><td>１５人</td><td>１５人</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td colspan="2">２４人</td><td>４１人</td><td>６５人</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置目的</td><td colspan="4">幼保連携型認定こども園　みのりこども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育及び保育の目標及び主な内容</td><td colspan="4">本園は、認定こども園法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成２９年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">園長の氏名</td><td colspan="4">石本　憲昭</td></tr>
</table>

（変更後）

施設の名称		みのりこども園			
所在地		鹿児島市春山町３８８			
定員	区分	満３歳未満の者		満３歳以上の者	計
		０歳児	１・２歳児		
	保育を必要とする子ども	８人	１６人	２６人	５０人
	保育を必要としない子ども			１５人	１５人
	計	２４人		４１人	６５人
設置目的		幼保連携型認定こども園　みのりこども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。			
教育及び保育の目標及び主な内容		本園は、認定こども園法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成２９年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。			
園長の氏名		石本　憲昭			

添付書類

1　園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
2　幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
3　経費の見積り及び維持方法
4　実施する子育て支援事業
5　その他市長が必要と認めるもの

} の変更前と変更後の書類